



福 井 県

# 社会的養育推進計画



令和2年3月

福 井 県

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本理念および全体像	
3 計画期間	
4 推進体制	
5 他計画との関係	
<b>第2章 福井県の社会的養育の現状</b>	
1 児童相談対応の現状 .....	3
2 社会的養育の現状 .....	7
3 計画期間の代替養育を必要とする子ども数の見込み .....	10
<b>第3章 社会的養育推進の取組および目標</b>	
1 当事者である子どもの権利擁護 .....	12
2 市町の子ども家庭支援体制の構築 .....	14
3 里親等への委託の推進 .....	17
4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換.....	21
5 自立支援の推進 .....	23
6 一時保護の体制強化 .....	25
7 児童相談所の体制強化 .....	27
<b>参考資料</b>	
1 福井県社会的養育推進計画の策定経過 .....	30
2 福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿（令和元年度） .....	31

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされました。さらに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合や家庭復帰が望めないと判断される場合には親族・知人による養育（里親制度の活用を含む）、特別養子縁組、普通養子縁組を活用してパーマネンシーを保障するなど、永続的解決を行うこと、これらが適当でない場合には、児童養護施設等で「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が示されました。

この児童福祉法の抜本的な改革を受けて、国は「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年8月に、従来の「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院・児童養護施設等の施設の高機能化および多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

これを受けて各都道府県には、改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けた「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

こうした方針に基づき、福井県では、国の示す方向性と福井県の現状を踏まえ、本県における社会的養育推進の基本的な考え方と、子どもの最善の利益の実現に向けた取組みを示した「福井県社会的養育推進計画」を策定します。

## 2 計画の基本理念および全体像

### 【基本理念】

- (1) 子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先する
- (2) 家庭養育優先の原則
  - ・子どもが家庭において健やかに育成されるよう、保護者を支援する  
(在宅家庭への支援強化)
  - ・家庭における養育が困難または適当でない場合には、「家庭と同様の養育環境」を確保する(里親等による家庭養育)
  - ・これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」を確保する  
(児童養護施設等における専門的養育)

### 【全体像】

この計画では、本県における今後の代替養育を必要とする子どもの数を見込むとともに、基本理念に基づき社会的養育を推進するため、次の事項について取組みおよび目標を定めます。

- (1) 当事者である子どもの権利擁護
- (2) 市町の子ども家庭支援体制の構築
- (3) 里親等への委託の推進
- (4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換
- (5) 自立支援の推進
- (6) 一時保護の体制強化
- (7) 児童相談所の体制強化

## 3 計画期間

この計画の期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とし、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の「前期」、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の「後期」として策定します。

## 4 推進体制

計画の進捗状況については、毎年度検証を行い、福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に検証結果を報告するとともに、必要な場合には、前期末を目安として計画の見直しを行い、取組の促進を図ります。

## 5 他計画との関係

この計画は、本県の子育て支援施策全般の推進計画である「福井県子ども・子育て支援計画」の内容に反映します。

## 第2章 福井県の社会的養育の現状

### 1 児童相談対応の現状

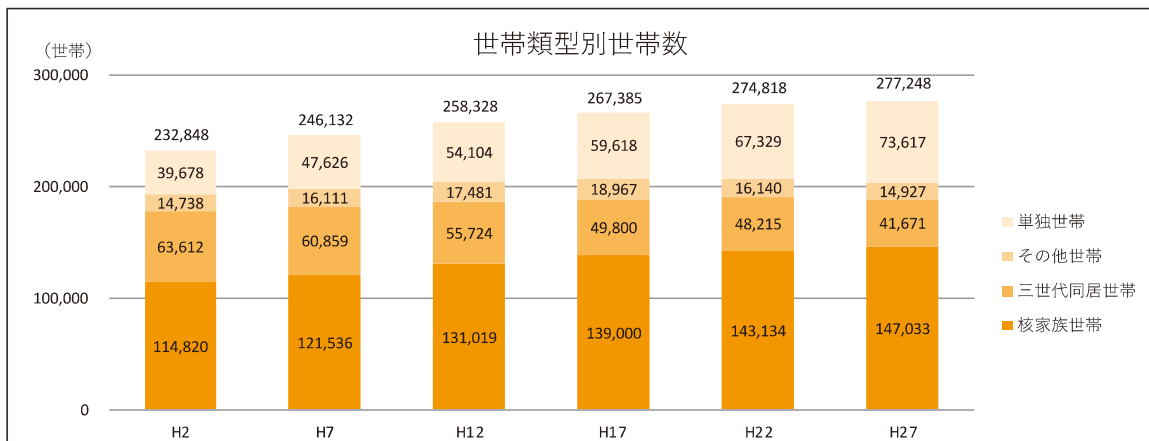
#### (1) 人口・児童人口および世帯数（10月1日現在）

人口全体が減少傾向にあり、児童人口は10年間で約2万人減少しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯種類別では核家族世帯と単独世帯が増加し、三世帯同居世帯は減少しています。

年	県人口	児童人口			
		0～2歳	3～5歳	6～17歳	
H21 (2009)	808,589	140,652	21,696	21,608	97,348
H22 (2010)	806,314	137,483	20,476	21,219	95,788
H23 (2011)	803,216	136,030	20,432	21,150	94,448
H24 (2012)	799,127	133,948	20,218	20,932	92,798
H25 (2013)	794,492	132,140	20,151	20,497	91,492
H26 (2014)	789,633	130,054	19,528	20,443	90,083
H27 (2015)	786,740	127,470	18,113	19,773	89,584
H28 (2016)	782,232	125,301	17,952	19,361	87,988
H29 (2017)	778,329	123,245	18,016	18,692	86,537
H30 (2018)	773,731	120,894	17,973	18,144	84,777

(出典：福井県の推計人口、H22・H27国勢調査)



(出典：国勢調査)

#### (2) 児童相談所の管内状況

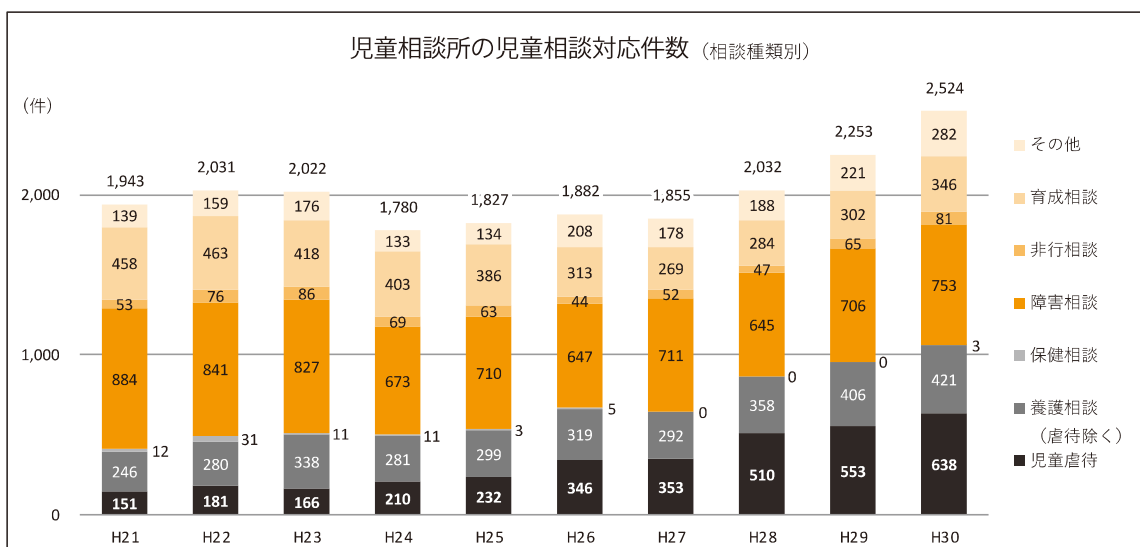
総合福祉相談所は嶺北地域、敦賀児童相談所は嶺南地域を所管しています。

	総合福祉相談所	敦賀児童相談所	計
所在地	福井市	敦賀市	
所管地域 (市町)	11市町(嶺北地域) 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、 越前市、あわら市、坂井市、 永平寺町、池田町、南越前町、越前町	6市町(嶺南地域) 敦賀市、小浜市、美浜町、 高浜町、おおい町、若狭町	17市町
面積	3,090 km <sup>2</sup>	1,099 km <sup>2</sup>	4,189 km <sup>2</sup>
人口	637,696 人	136,035 人	773,731 人
児童人口	99,404 人	21,490 人	120,894 人

### (3) 児童相談所における児童相談対応件数

#### ○相談種類別相談件数

児童相談所への相談件数は近年増加傾向にあり、特に養護相談のうち児童虐待に関する相談が増加しています。

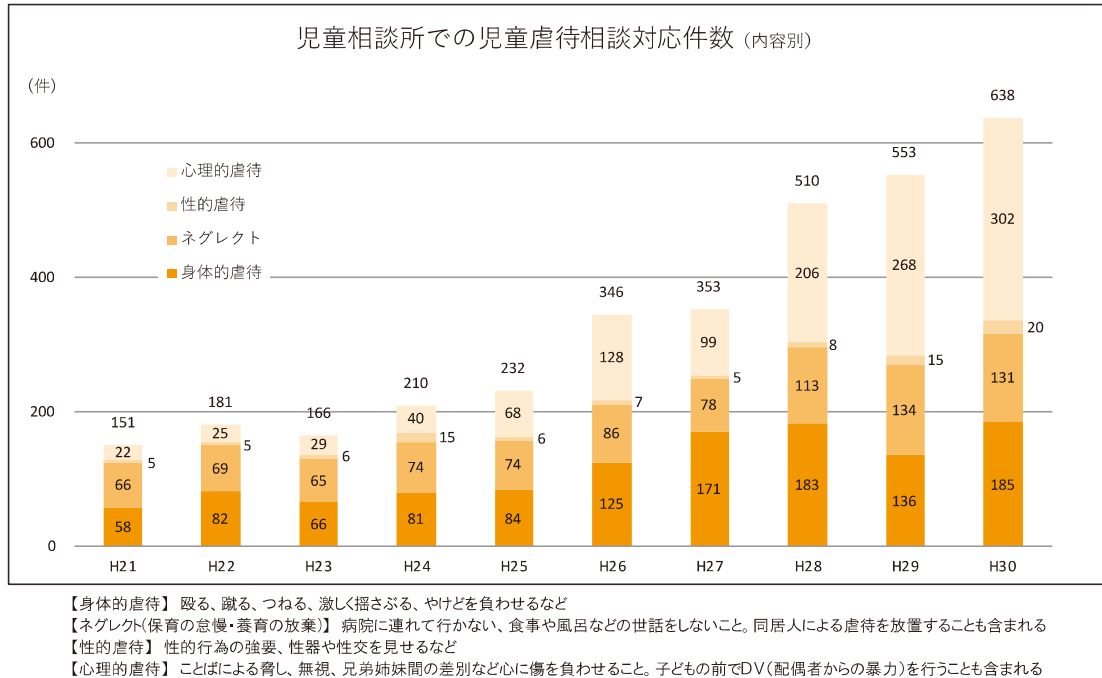


		年度	養護相談	虐待	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
県全体	H21	397	151	12	884	53	458	139	1,943	
	H22	461	181	31	841	76	463	159	2,031	
	H23	504	166	11	827	86	418	176	2,022	
	H24	491	210	11	673	69	403	133	1,780	
	H25	531	232	3	710	63	386	134	1,827	
	H26	665	346	5	647	44	313	208	1,882	
	H27	645	353	0	711	52	269	178	1,855	
	H28	868	510	0	645	47	284	188	2,032	
	H29	959	553	0	706	65	302	221	2,253	
	H30	1,059	638	3	753	81	346	282	2,524	
総合福祉相談所	H21	291	112	12	594	37	234	113	1,281	
	H22	334	124	31	534	47	245	135	1,326	
	H23	384	110	10	533	61	218	157	1,363	
	H24	372	158	10	412	59	166	122	1,141	
	H25	414	182	2	434	54	159	116	1,179	
	H26	517	299	5	413	36	188	173	1,332	
	H27	486	289	0	416	42	186	167	1,297	
	H28	696	443	0	418	42	160	173	1,489	
	H29	790	475	0	443	55	167	200	1,655	
	H30	773	484	3	465	74	184	251	1,750	
敦賀児童相談所	H21	106	39	0	290	16	224	26	662	
	H22	127	57	0	307	29	218	24	705	
	H23	120	56	1	294	25	200	19	659	
	H24	119	52	1	261	10	237	11	639	
	H25	117	50	1	276	9	227	18	648	
	H26	148	47	0	234	8	125	35	550	
	H27	159	64	0	295	10	83	11	558	
	H28	172	67	0	227	5	124	15	543	
	H29	169	78	0	263	10	135	21	598	
	H30	286	154	0	288	7	162	31	774	

【養護相談】 児童虐待相談、保護者の家出・死亡・離婚・入院等による養育困難、養子縁組相談 等 (出典：福祉行政報告例)  
 【保健相談】 未熟児・虚弱児、疾患等を有する子どもに関する相談  
 【障害相談】 肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害に関する相談  
 【非行相談】 ぐ犯等相談、触法行為等相談  
 【育成相談】 性格行動、家庭内暴力、不登校、育児・しつけ等に関する相談

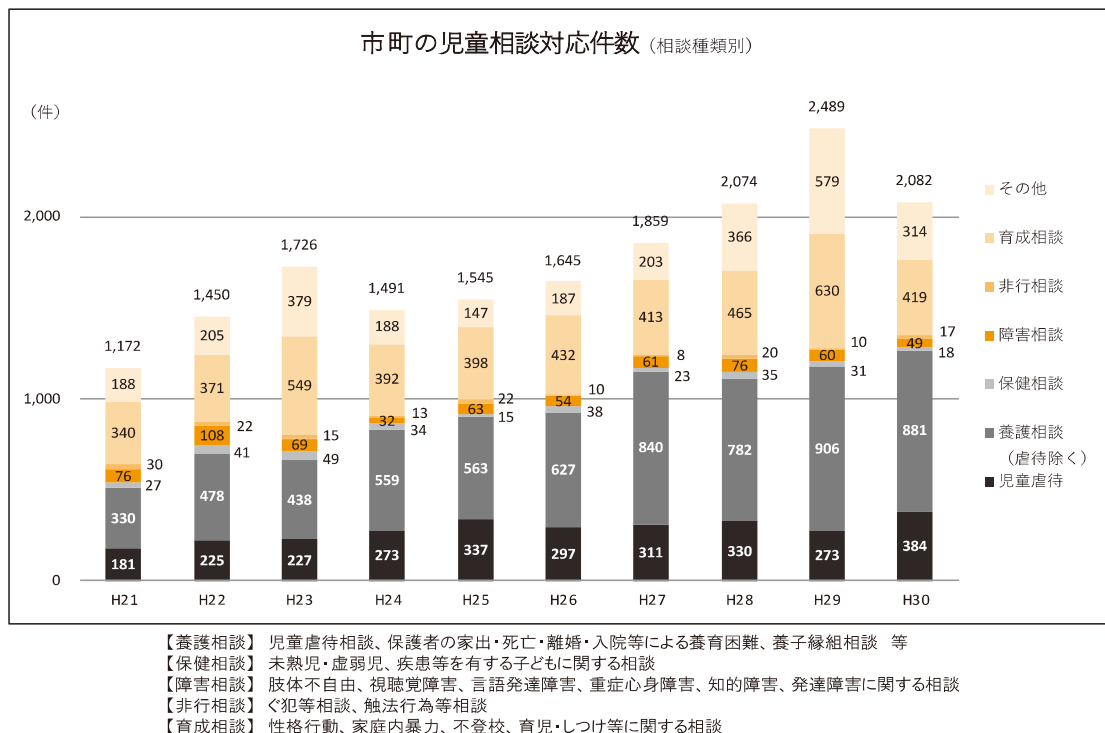
## ○児童虐待相談

相談件数は虐待内容にかかわらず増加傾向にあります。特に心理的虐待に関する相談が増加しています。その要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告が増加していることがあります。



## (4) 市町における児童相談対応件数

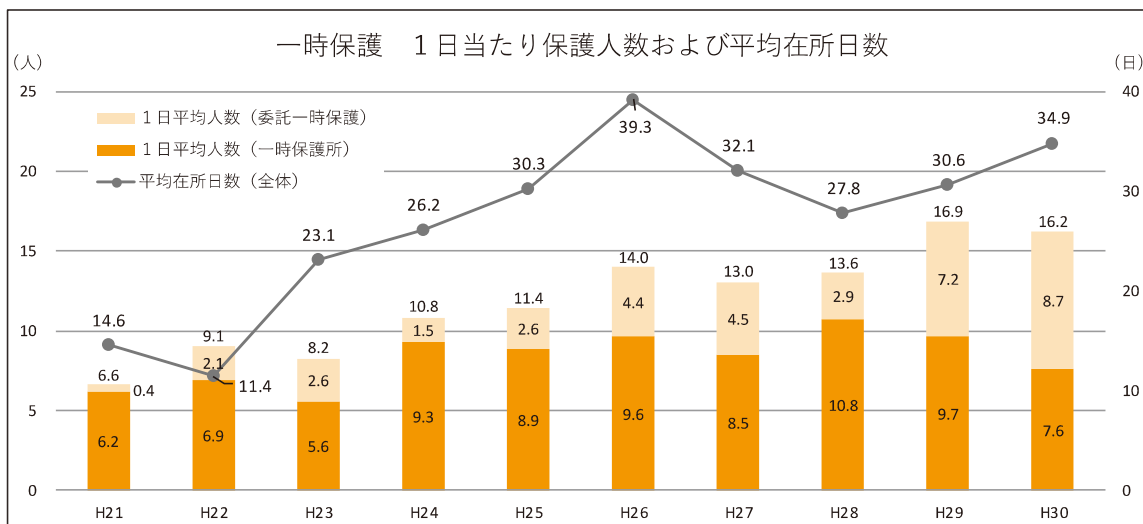
相談件数総数は増加傾向にあります。養護相談と育成相談が中心となっており、児童虐待に関する相談は全体の2割程度となっています。



(5) 一時保護

一時保護の件数は年度により変動がありますが、1日当たりの保護人数は近年増加傾向にあります。平均在所日数は30日程度で推移しています。

保護理由では、虐待または養護が8割以上となっています。



年度	一時保護所への一時保護				児童福祉施設等への一時保護委託				合計			
	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)
H21	151	2,277	15.1	6.2	15	140	9.3	0.4	166	2,417	14.6	6.6
H22	262	2,536	9.7	6.9	28	778	27.8	2.1	290	3,314	11.4	9.1
H23	113	2,049	18.1	5.6	17	958	56.4	2.6	130	3,007	23.1	8.2
H24	128	3,398	26.5	9.3	23	552	24.0	1.5	151	3,950	26.2	10.8
H25	110	3,239	29.4	8.9	28	939	33.5	2.6	138	4,178	30.3	11.4
H26	101	3,515	34.8	9.6	29	1,591	54.9	4.4	130	5,106	39.3	14.0
H27	104	3,112	29.9	8.5	44	1,637	37.2	4.5	148	4,749	32.1	13.0
H28	140	3,924	28.0	10.8	39	1,053	27.0	2.9	179	4,977	27.8	13.6
H29	132	3,528	26.7	9.7	69	2,631	38.1	7.2	201	6,159	30.6	16.9
H30	99	2,769	28.0	7.6	71	3,158	44.5	8.7	170	5,927	34.9	16.2

(出典:福祉行政報告例)

【保護理由別】

(件)

年度	一時保護所への一時保護							児童福祉施設等への一時保護委託							合計						
	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計
H21	23	107	0	10	11	0	151	2	11	0	2	0	0	15	25	118	0	12	11	0	166
H22	83	132	0	8	39	0	262	6	19	1	0	2	0	28	89	151	1	8	41	0	290
H23	25	67	0	6	14	1	113	2	15	0	0	0	0	17	27	82	0	6	14	1	130
H24	54	43	0	10	19	2	128	10	8	0	3	2	0	23	64	51	0	13	21	2	151
H25	56	39	0	7	5	3	110	12	16	0	0	0	0	28	68	55	0	7	5	3	138
H26	72	18	0	6	4	1	101	13	16	0	0	0	0	29	85	34	0	6	4	1	130
H27	56	31	0	8	8	1	104	18	22	0	0	4	0	44	74	53	0	8	12	1	148
H28	81	38	0	8	12	1	140	16	22	0	1	0	0	39	97	60	0	9	12	1	179
H29	60	40	0	19	13	0	132	26	37	0	3	3	0	69	86	77	0	22	16	0	201
H30	52	23	0	14	10	0	99	31	35	0	4	1	0	71	83	58	0	18	11	0	170

(出典:福祉行政報告例)



## 2 社会的養育の現状

### (1) 社会的養育の概況

平成30年度末の登録里親は99組、乳児院・児童養護施設は7箇所となっており、里親または施設による代替養育を受けている児童は合計で200人となっています。

平成31年3月末現在

概要	養育里親		養子縁組里親	親族里親	里親計 (重複登録あり)	ファミリーホーム	
	要保護児童を養育する里親	専門里親				概要	施設数
登録里親数	70世帯	1世帯	43世帯	12世帯	99世帯	0か所	0か所
委託里親数	13世帯	0世帯	6世帯	11世帯	30世帯	—	—
委託児童数	18人	0人	1人	14人	33人	—	—

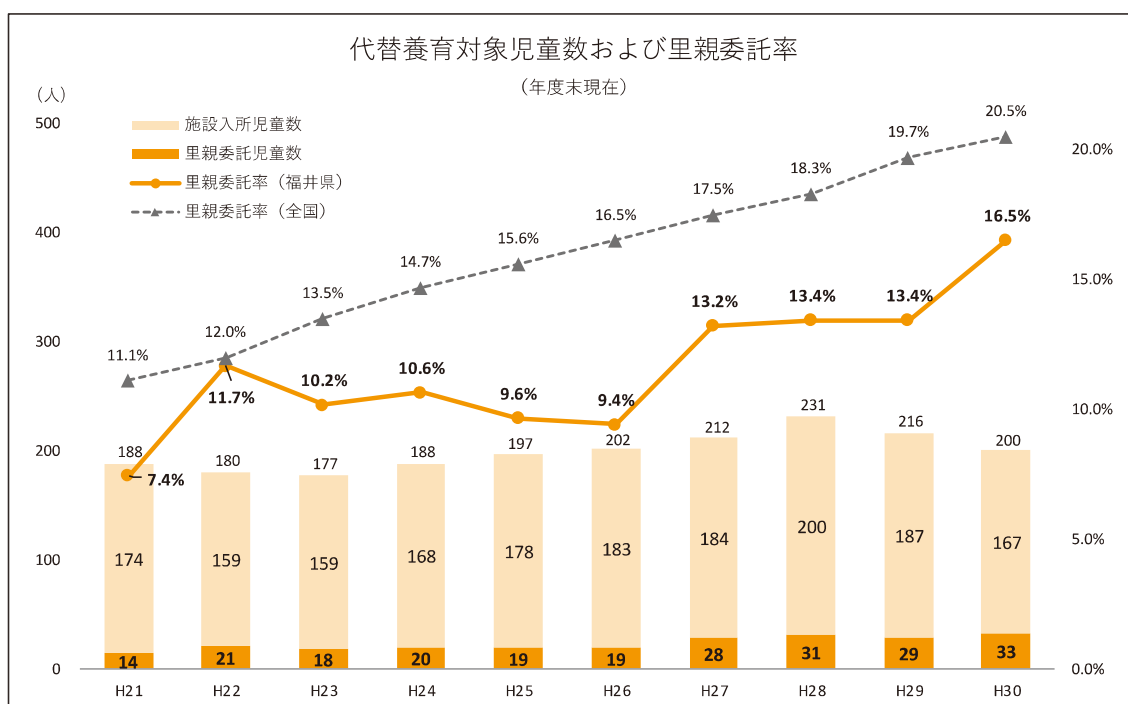
施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	2か所	5か所	0か所	1か所	1か所	0か所
定員(暫定)	33人 (22人)	205人 (181人)	—	45人 (12人)	15世帯 (11世帯)	—
現員	15人	152人	—	9人	10世帯	—

※委託児童数・現員には、県外の児童相談所からの措置を含まず、県外への措置を含む

(出典:福祉行政報告例)

### (2) 代替養育対象児童数および里親委託率

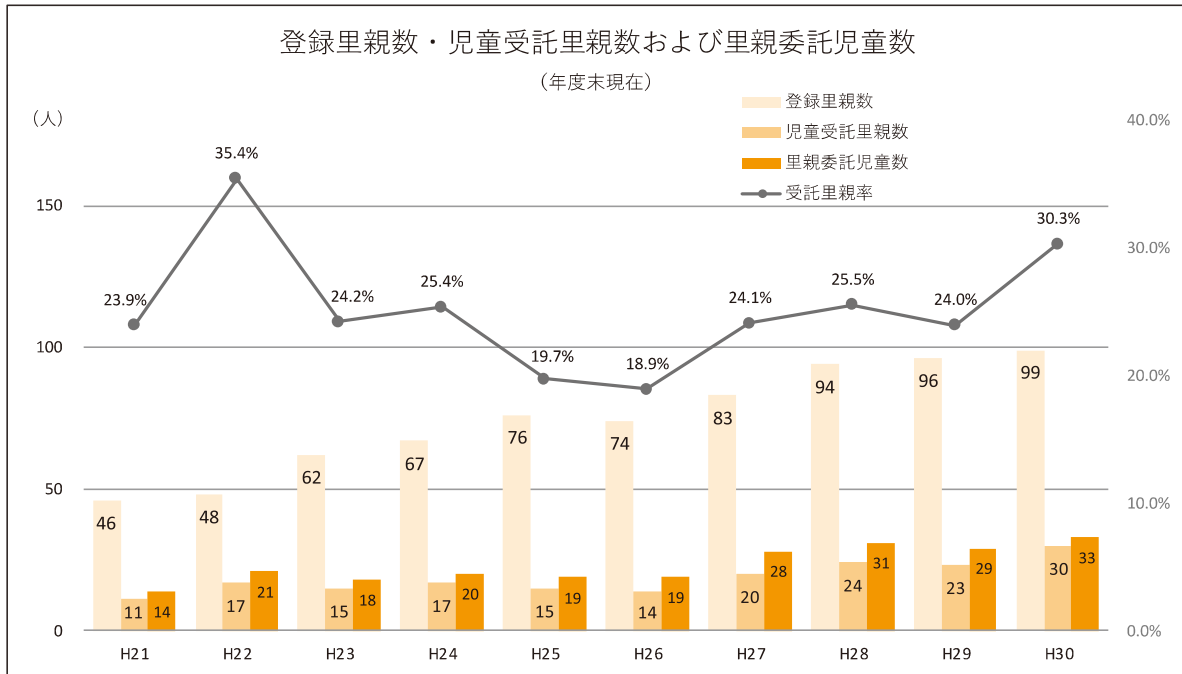
代替養育対象児童数(年度末現在)は近年200人程度で推移しています。里親委託率は増加傾向にあります。全国に比べると低い状況となっています。



(出典:福祉行政報告例)

### (3) 登録里親数、委託児童数

登録里親数は徐々に増加しています。児童を受託している登録里親の割合は平成26年度末には18.9%まで低下しましたが、近年は回復し、平成30年度末は30.3%となっています。



【里親種類別】 (年度末現在)

(世帯、人)

	登録里親数					児童が委託されている里親数※2					里親に委託されている児童数				
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計※1	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計
H21	27	3	15	4	46	7	1	-	4	11	5	2	-	7	14
H22	30	3	16	8	48	6	1	2	8	17	6	1	2	12	21
H23	37	4	22	9	62	5	1	0	9	15	4	1	0	13	18
H24	38	5	25	9	67	6	1	2	8	17	6	2	2	10	20
H25	43	5	30	8	76	6	1	1	8	15	5	2	1	11	19
H26	41	4	28	11	74	5	1	0	8	14	6	2	0	11	19
H27	44	1	35	11	83	9	1	1	10	20	12	1	1	14	28
H28	49	1	44	10	94	11	1	4	10	24	15	1	3	12	31
H29	64	1	39	9	96	11	1	3	9	23	15	1	2	11	29
H30	70	1	43	12	99	13	0	6	11	30	18	0	1	14	33

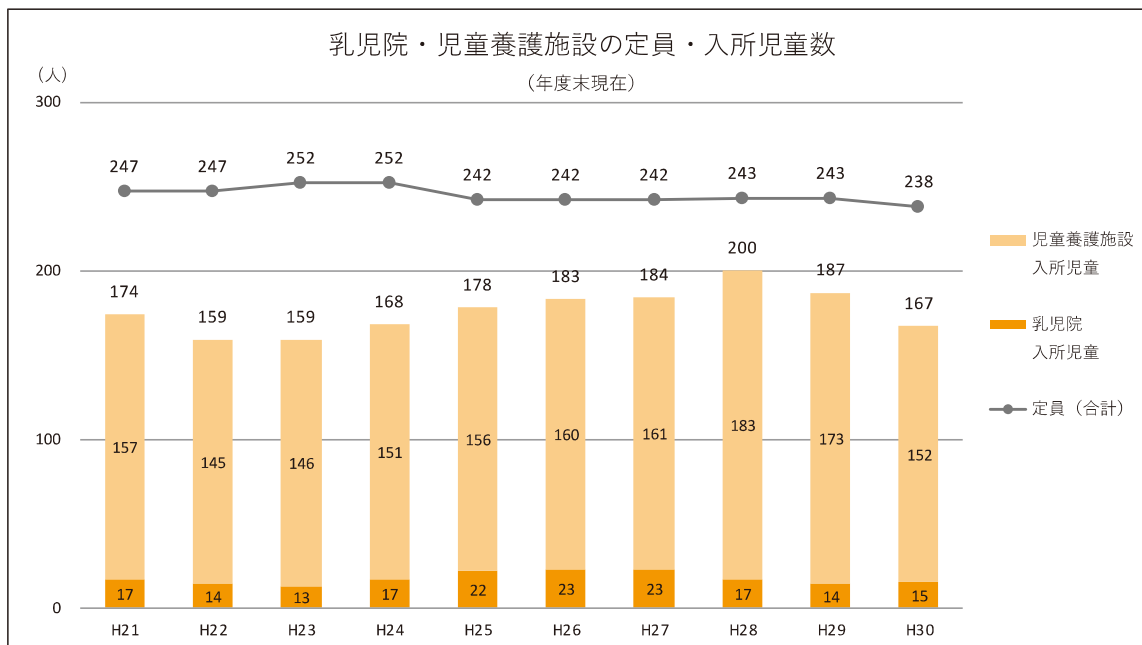
※1 養育里親と養子縁組里親は重複登録があるため、各里親の合計は総数と一致しない。

(出典：福祉行政報告例)

※2 児童が委託されている里親数には、県外の児童相談所からの委託を含む。

#### (4) 乳児院・児童養護施設の定員、現員

施設入所児童数は年度により変動があり、約160人から200人となっています。近年は施設の改築や地域分散化に伴う定員の見直しが行われており、平成30年度末は238人と平成21年度から9人減少しています。



(年度末現在) (人)

	定員			現員		
	乳児院	児童養護施設	計	乳児院	児童養護施設	計
H21	32	215	<b>247</b>	17	157	<b>174</b>
H22	32	215	<b>247</b>	14	145	<b>159</b>
H23	32	220	<b>252</b>	13	146	<b>159</b>
H24	32	220	<b>252</b>	17	151	<b>168</b>
H25	32	210	<b>242</b>	22	156	<b>178</b>
H26	32	210	<b>242</b>	23	160	<b>183</b>
H27	32	210	<b>242</b>	23	161	<b>184</b>
H28	32	211	<b>243</b>	17	183	<b>200</b>
H29	32	211	<b>243</b>	14	173	<b>187</b>
H30	33	205	<b>238</b>	15	152	<b>167</b>

(出典:福祉行政報告例)

### 3 計画期間の代替養育を必要とする子ども数の見込み

#### (1) 代替養育対象児童の現状

本県の児童人口（0～17歳）は、平成21年には約14万人でしたが、平成30年には約12万人と10年間で約2万人減少しています。

一方、里親や乳児院・児童養護施設における代替養育の対象児童数は、年により変動はあるものの、200人程度でほぼ横ばいとなっています。

このため、児童人口に占める代替養育対象児童数の割合は増加傾向となっています。

〈児童人口と代替養育対象児童数の推移〉

(人)

年度	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
児童人口(0～17歳) ※1	140,652	137,483	136,030	133,948	132,140	130,054	127,470	125,301	123,245	120,894
代替養育対象児童数 ※2	214	199	193	201	208	208	224	230	209	208
児童人口1000人当たりの代替養育対象児童数	1.52	1.45	1.42	1.50	1.57	1.60	1.76	1.84	1.70	1.72

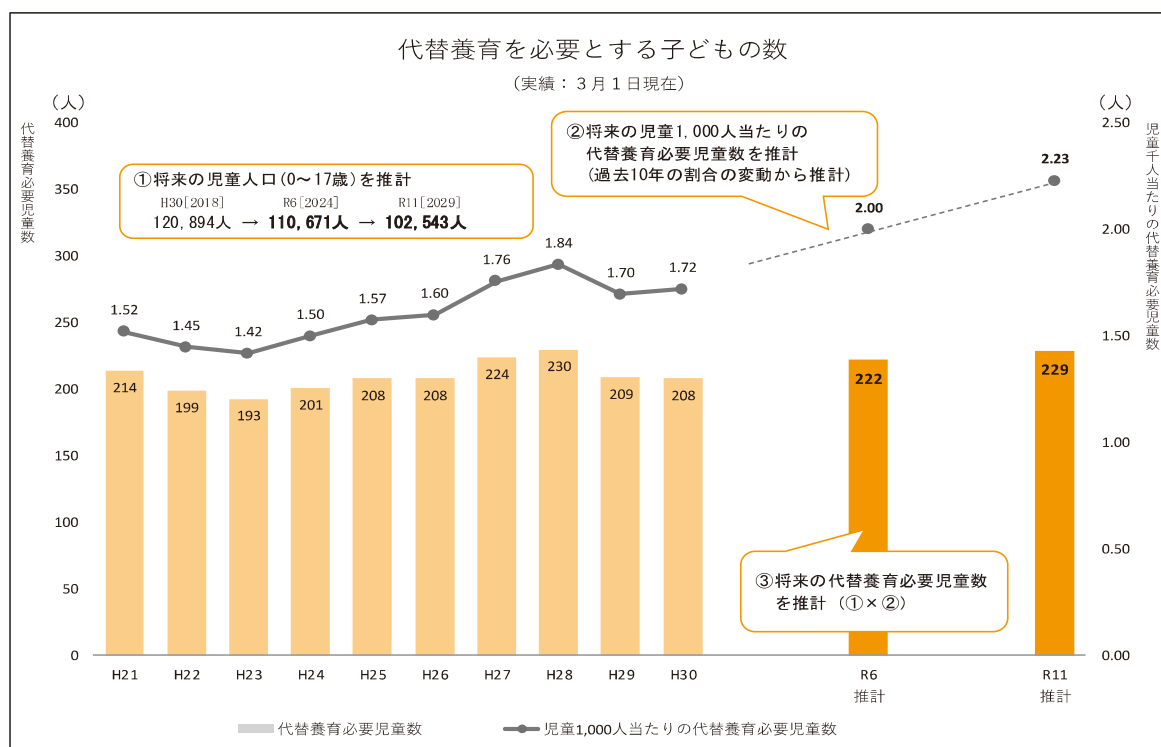
※1 児童人口(0～17歳) 県政策統計・情報課 福井県の推計人口(10月1日現在)、H22年・H27年は国勢調査  
 ※2 代替養育対象児童数 厚生労働省:社会的養護の現況調査(3月1日現在)

#### (2) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

国立社会保障・人口問題研究所が作成した都道府県別将来推計人口をもとに、計画期間の本県の児童人口（0～17歳）を推計すると、令和6年には約11万人、令和11年には約10.2万人となります。

また、過去10年間の児童人口に占める代替養育対象児童数の割合の変動から推計すると、計画期間中もその割合は増加傾向となります。

これらから将来の代替養育を必要とする子どもの数を推計すると、令和6年度は222人、令和11年度は229人となり、現在よりやや増加すると見込まれます。



### ○年齢区分別代替養育を必要とする子どもの数の見込み

代替養育を必要とする子どもの年齢区分別内訳は、直近3年の実績を踏まえ、下表のとおり見込みます。

(人)

	実績			推計	
	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R6 (2024)	R11 (2029)
<b>代替養育対象児童数</b>	<b>230</b>	<b>209</b>	<b>208</b>	<b>222</b>	<b>229</b>
3歳未満	14	10	10	12	13
3歳以上就学前	28	30	30	30	31
学童期以降	188	169	168	180	185

### ○里親等委託を必要とする子どもの割合

施設入所児童のうち下記の基準の両方に該当する子どもを抽出し、全員が里親委託された場合の数を算出することにより、里親委託を必要とする子どもの割合を計算します。

〈里親委託を必要とする子どもの基準〉

- ①今後3年以内に家庭引き取りの見込みがない児童
- ②里親委託が困難な事由がない児童（医療的ケアが必要、本人が拒否、問題行動あり等）

(人)

年度	実績 (3月1日現在)					里親委託を必要とする子どもの数・割合				
	H28	H29	H30	H28~30平均		H28	H29	H30	H28~30平均	
<b>代替養育を必要とする子ども数</b>	<b>230</b>	<b>209</b>	<b>208</b>	<b>216</b>	<b>100.0%</b>	<b>230</b>	<b>209</b>	<b>208</b>	<b>216</b>	<b>100.0%</b>
3歳未満	14	10	10	12	100.0%	14	10	10	12	100.0%
3歳以上就学前	28	30	30	29	100.0%	28	30	30	29	100.0%
学童期以降	188	169	168	175	100.0%	188	169	168	175	100.0%
<b>里親委託児童数</b>	<b>34</b>	<b>29</b>	<b>32</b>	<b>32</b>	<b>14.8%</b>	<b>99</b>	<b>110</b>	<b>117</b>	<b>111</b>	<b>51.4%</b>
3歳未満	3	1	0	2	16.7%	10	6	6	8	66.7%
3歳以上就学前	6	4	6	5	17.2%	14	18	24	19	65.5%
学童期以降	25	24	26	25	14.3%	75	86	87	84	48.0%
<b>施設入所児童数</b>	<b>196</b>	<b>180</b>	<b>176</b>	<b>184</b>	<b>85.2%</b>	<b>131</b>	<b>99</b>	<b>91</b>	<b>105</b>	<b>48.6%</b>
3歳未満	11	9	10	10	83.3%	4	4	4	4	33.3%
3歳以上就学前	22	26	24	24	82.8%	14	12	6	10	34.5%
学童期以降	163	145	142	150	85.7%	113	83	81	91	52.0%

### ○里親等委託を必要とする子どもの数・施設での養育が必要な子どもの数の見込み

上記で算定した里親委託が必要な子どもの割合を、計画期間における代替養育が必要な子どもの数の見込みに当てはめることにより、下記のとおり見込みます。

(人)

	H28~H30平均		R6 (2024)		R11 (2029)	
<b>代替養育対象児童数</b>	<b>216</b>	<b>100.0%</b>	<b>222</b>	<b>229</b>		
3歳未満	12	100.0%	12	13		
3歳以上就学前	29	100.0%	30	31		
学童期以降	175	100.0%	180	185		
<b>里親委託が必要な子ども数</b>	<b>111</b>	<b>51.4%</b>	<b>114</b>	<b>118</b>		
3歳未満	8	66.7%	8	9		
3歳以上就学前	19	65.5%	20	20		
学童期以降	84	48.0%	86	89		
<b>施設での養育が必要な子ども数</b>	<b>105</b>	<b>48.6%</b>	<b>108</b>	<b>111</b>		
3歳未満	4	33.3%	4	4		
3歳以上就学前	10	34.5%	10	11		
学童期以降	91	52.0%	94	96		

## 第3章 社会的養育推進の取組および目標

### 1 当事者である子どもの権利擁護

#### 1 基本的考え方

平成28年の児童福祉法改正に伴い、すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有する、子どもが権利の主体であることが法的に明確化されました。社会的養育の場においても、子どもが権利の主体であることを常に意識し、子どもの声を聴き、その声を支援や施策に活かすことが求められます。

乳児院、児童養護施設、里親家庭で生活する子どもや、一時保護された子どもについて、子どもの権利擁護の観点から、親権者のいない未成年の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負う未成年後見人制度等の活用とともに、当事者である子どもからの意見を聴取し支援等に活かす仕組みや、子どもの権利を代弁する仕組みづくりを積極的に進めます。

また、子どもの養育を担う施設職員や里親による虐待は、あってはならないことです。そうしたことがないよう、指導や研修を徹底するとともに、もし、虐待が疑われる事案が発生した場合には、県として調査・指導を行い、社会福祉審議会に報告し助言を求め、再発防止に活かしていきます。

さらに、令和元年6月には、しつけに際して体罰を加えてはならないことが、児童虐待防止法に明記されました。体罰によらない子育てや体罰が子どもに与える影響等について、保護者等への啓発が必要です。

#### 2 本県の現状

一時保護や施設入所等を決める時、さらに、入所中や里親委託中も、児童相談所職員が子どもとの個別面接により意見を聴取し、子どもやその保護者への援助目標や援助方法を定める援助方針に反映しています。

施設や児童相談所が作成する、施設や里親家庭で生活する子どもの支援の基本指針となる自立支援計画についても、子どもの意見を聴いて、計画に反映しています。

また、施設入所時には、各施設において、子どもの権利や入所中の困りごとへの対応方法等が書かれた「子どもの権利ノート」を配布し、「子どもの権利」について説明しています。

さらに、親権者のいない子どもについて、児童相談所長が家庭裁判所に申し立て、未成年後見人を確保しています。

なお、弁護士等の第三者が子どもから意見を直接聴く仕組みについては、現在、国において調査研究が進められています。

### 3 取組

#### (1) 子どもからの意見聴取と子どもの年齢等に応じた説明

- ・一時保護や施設入所および里親委託の開始・変更・解除時等には、児童相談所職員が子どもから十分な意見聴取を行い、援助方針や自立支援計画にできるだけ反映させます。
- ・援助方針の決定理由や今後の生活の見通しについて、子どもの年齢や特性に応じて説明します。子どもの最善の利益を考慮してその意見が反映できない場合には、その理由等を十分に子どもに説明します。

#### (2) 子どもの権利擁護に関する関係職員等の研修

- ・子どもの権利擁護および施設職員や里親等による虐待の防止を徹底するため、子どもの権利擁護の基本、自立支援計画の作成方法、被措置児童等虐待の予防と発生時の対応等について、児童相談所職員や施設職員、里親等に対し研修を実施します。

#### (3) 権利擁護のための新しい仕組みの構築

- ・未成年後見人制度を必要とする子どもを把握し、制度を活用していきます。
- ・子どもの権利擁護に関し、国の調査研究結果を踏まえ、社会福祉審議会委員や弁護士など第三者による子どもからの意見聴取等の仕組みづくりを進めます。

#### (4) 体罰禁止および体罰によらない子育てについての周知啓発

- ・体罰禁止および体罰によらない子育てを推進するため、保護者および養育者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことについて、社会的養育に携わる関係者はもとより、広く県民に周知します。

### 4 評価指標

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
子どもの権利擁護に関する研修の実施回数	0	年 1 回以上	年 1 回以上



## 2 市町の子ども家庭支援体制の構築

### 1 基本的考え方

在宅で生活している子どもや家庭の中でも、支援が必要となる家庭等を早期に把握し、子どものニーズを満たし、保護者等の養育能力の向上を図るためには、切れ目のない支援が必要です。そのためには、市町において、妊娠期から子育て期にわたる相談や支援を実施する「子育て世代包括支援センター」や、要支援児童等に必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報を共有し支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置など、在宅支援を行う体制の構築と支援メニューの充実を図ることが重要です。

虐待のリスクが高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所だけでなく、市町や児童家庭支援センターが児童相談所からの指導委託を受けて支援を実施するなど、関係機関が連携して支援していきます。

母子が分離されることなく入所できる「母子生活支援施設」については、施設の支援を受けながら母子の社会的自立を目指したり、DV被害から逃れたりする等、その特徴を活かした利用を推進します。

## 2 本県の現状

### (1) 市町の相談支援体制

平成31年4月現在、「子育て世代包括支援センター」は13市町、「子ども家庭総合支援拠点」は5市町、「要保護児童対策地域協議会」は全市町に設置されています。

ショートステイやトワイライトステイなどの「子育て短期支援事業」は、13市町で実施されています。

県では、地域で虐待対応に当たる市町職員の人材育成や専門性の向上のために、「市町職員等児童虐待防止研修会」や「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」を実施しています。

### (2) 児童家庭支援センター等の体制

県内には、児童相談所が設置されていない地域に4箇所「児童家庭支援センター」が設置されています。各センターは、入所可能な児童福祉施設を持つ社会福祉法人が設置主体となっており、地域で虐待ケースへの対応や親子関係再構築支援、施設等を退所し地域に戻った子どもの支援等、専門的な相談や支援に応じています。

「母子生活支援施設」は、県内に1箇所設置されています。

### (3) 県・市町・関係機関の連携体制

児童相談所や市町における児童虐待対応件数は増加傾向にあり、家族の多様化や社会・経済状況の変化等により複雑で対応困難なケースが増えています。市町の「要保護児童対策地域協議会」では、在宅での支援が必要な家庭だけでなく、子どもが一時保護や施設入所・里親委託された家庭も含め、関係機関が情報共有や支援内容・役割分担の協議、進行管理を行っています。



在宅支援ケースの中で、児童相談所が立てた援助方針の下、在宅指導の必要があるが、地理的条件等で児童家庭支援センターや市町での指導が望ましいケースについては、指導委託を行っています。

また、平成 29 年度には児童相談所から市町への送致のしくみが新設され、共通アセスメントツールを用いて役割分担を明確化し、子どもの安全確保の緊急性がなく、身近な地域で継続的な相談や支援を行うことが適当なケースは市町が対応し、緊急に一時保護を必要とする場合や専門性の高い困難な案件については児童相談所が対応することとしています。

【市町の児童相談対応件数】

(件)

年度	面接指導			児童相談所 送致	知的障害者 福祉司・社会 福祉主事指 導	助産・母子 保護の報告	その他	合 計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん					
H26	407	879	143	49	7	0	160	1,645
H27	540	977	145	28	10	0	159	1,859
H28	903	860	186	30	0	0	95	2,074
H29	1,127	891	225	31	0	1	214	2,489
H30	867	832	137	8	0	0	238	2,082

(出典: 福祉行政報告例)

【児童相談所の児童相談対応件数】

(件)

年度	面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援センタ- 指導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	合 計
	助言指導	継続指導	他機関 あつせん								
H26	1,337	386	12	4	0	—	—	42	7	94	1,882
H27	1,276	336	26	4	1	—	—	44	9	143	1,839
H28	1,247	557	30	3	2	—	—	45	7	141	2,032
H29	1,455	531	32	5	0	1	0	56	11	162	2,253
H30	1,668	605	32	9	3	3	10	43	12	139	2,524

(出典: 福祉行政報告例)

### 3 取組

#### (1) 市町の子ども家庭支援体制の強化

- ・ 児童家庭相談の第一義的な相談窓口を担う市町の体制強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組み、全市町に「子育て世代包括支援センター」および「子ども家庭総合支援拠点」が設置されるよう支援します。
- ・ 要保護児童・要支援児童・特定妊婦等の早期発見、早期支援体制を構築するため、各市町の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が一体的に運営されるよう、市町を支援します。
- ・ 児童相談所に、市町支援を担当する児童福祉司を配置し、市町の相談支援対応や要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。

#### (2) 在宅家庭を支援する関係機関の連携強化

- ・ 児童相談所が立てた援助方針の下、在宅指導の必要があるが、地理的条件等から児童家庭支援センターや市町での指導が望ましいケースについて、指導委託を進めます。
- ・ 共通リスクアセスメントツールを用いて、児童相談所と市町の役割分担を明確化し、身近な地域で継続的な相談や支援を行うことが適当なケースについて、児童相談所から市町に送致を進めます。
- ・ 児童相談所、市町、婦人相談所、配偶者暴力被害者支援センター等が連携をとりながら、母子を分離しないケアの充実のため、母子生活支援施設の活用を図ります。

### 4 評価指標

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
子育て世代包括支援センター 設置市町数	1 1 市町	1 7 市町	1 7 市町
子ども家庭総合支援拠点 設置市町数	4 市町	1 7 市町	1 7 市町

### 3 里親等への委託の推進

#### 1 基本的考え方

子どもの発達において、乳幼児期は安定した家族関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められます。また、学童期以降の子どもについても、里親委託を通じて、地域生活や家庭生活上の知識や技術の獲得といった、今後の自立に向けた支援が必要です。

平成28年に改正された児童福祉法では、子どもを家庭において養育することが困難な場合や適当でない場合、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されなければならないとなっています。さらに、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。

このようなことから、虐待や家庭環境の問題により、家庭での養育が困難になった場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である親族や知人による養育、里親やファミリーホームでの養育が原則となります。里親制度の認知度を高め登録里親を増やすとともに、実親の同意促進や里親家庭の状況を適宜把握すること等によりマッチングの機会を増加させ、里親委託や養子縁組を推進していきます。

また、より多くの里親家庭やファミリーホームにおいて、質の高い養育を提供するためには、里親のリクルートから里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援等、一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）が確保されることが必要となっています。

このフォスタリング機関が有効に機能する体制を構築するためには、児童相談所をはじめ、乳児院・児童養護施設、里親会等の里親に関わる全ての機関の有機的な連携が必要です。

#### 2 本県の現状

##### (1) 里親委託の状況

平成30年度末の代替養育対象児童数は200人であり、そのうち33人が里親家庭で生活しています。年齢区分別の内訳は下記のとおりです。

なお、本県では、令和11年度における里親委託が必要な子どもの数を118人と見込んでいます。(11ページ参照)

平成31年3月末現在(県子ども家庭課調べ)

	代替養育対象児童数		里親委託児童数		施設入所児童数	
合計	200人	100%	33人	17%	167人	84%
3歳未満	13人	100%	1人	8%	12人	92%
3歳以上就学前	25人	100%	6人	24%	19人	76%
学童期以降	162人	100%	26人	16%	136人	84%

## (2) 里親登録の状況

平成30年度末現在の登録里親は、4種類で99組となっています。里親委託を推進する上において、登録里親を増やすことが急務となっています。

登録里親の内訳をみると、種類別では、養育里親のうち養子縁組里親に重複して登録している世帯が約1/3、年齢別では、40歳代が約半数、住所地別では、14市町に居住という状況になっています。

専門里親は1組のみであり、ファミリーホームは設置されていません。

### ○種類別、年齢別、住所地別 登録里親の内訳

平成31年3月末現在(県子ども家庭課調べ)

#### 【登録種類別】

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計 (重複除く)
重複なし	43	0	17	12	72
養育里親と重複		1	26		27
専門里親と重複	1		0		1
養子縁組里親と重複	26	0			26
計	70	1	43	12	99

#### 【住所地別】

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計 (重複除く)
福井市	30	1	17	6	39
敦賀市	5	0	4	1	8
小浜市	5	0	1	0	5
大野市	2	0	2	0	3
勝山市	1	0	0	1	2
鯖江市	10	0	10	0	16
あわら市	1	0	0	1	2
越前市	6	0	2	1	7
坂井市	5	0	2	1	7
永平寺町	2	0	2	0	4
池田町	0	0	0	0	0
南越前町	1	0	1	1	2
越前町	0	0	2	0	2
美浜町	0	0	0	0	0
高浜町	0	0	0	0	0
おおい町	1	0	0	0	1
若狭町	1	0	0	0	1
計	70	1	43	12	99

#### 【年齢別】(父母のうち若い方)

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計 (重複除く)
29歳未満	0	0	1	0	1
30歳代	8	0	8	0	11
40歳代	35	0	30	0	48
50歳代	11	0	3	3	15
60歳代	11	1	1	4	15
70歳以上	5	0	0	5	9
計	70	1	43	12	99

## (3) 里親委託の状況

平成30年度末現在、児童を受託している里親は30組、里親に委託されている児童数は33人、里親委託率は16.5%となっています。里親委託率は増加傾向にあります。里親委託等が必要な子どもの数を見ると、より一層の委託が必要な状況です。

里親委託を推進するうえで、里親委託に関する実親の同意を得るのが難しいこと、年長児を受ける里親が少ないこと、被虐待歴や発達障がいのある子どもも多く養育に関する専門性が必要であること等が課題となっています。

#### 【里親種類別 児童受託割合】(年度末現在)

(組)

年度	養育里親			専門里親			養子縁組里親			親族里親			計(重複除く)			里親委託率
	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	
H26	40	6	15.0%	3	1	33.3%	28	0	0.0%	10	9	90.0%	72	14	19.4%	9.4%
H27	43	9	20.9%	1	1	100.0%	35	1	2.9%	10	10	100.0%	82	19	23.2%	13.2%
H28	49	11	22.4%	1	1	100.0%	44	4	9.1%	10	10	100.0%	94	24	25.5%	13.4%
H29	64	11	17.2%	1	1	100.0%	39	2	5.1%	9	9	100.0%	96	23	24.0%	13.4%
H30	70	13	18.6%	1	0	0.0%	43	6	14.0%	12	11	91.7%	99	30	30.3%	16.5%

(出典: 福祉行政報告例)

#### (4) 里親への支援の状況

児童相談所では、児童福祉司と里親委託推進員（非常勤嘱託）が次のような支援を行っています。フォスタリング機関は未設置となっています。

- ① 里親登録に向けたリクルート活動  
毎年10月の里親月間を中心に、県内の複数の会場において、「里親制度説明会」を実施しています。
- ② 里親の育成  
児童福祉法に基づき、基礎研修、登録前研修、更新研修を実施しています。
- ③ 登録里親への支援・マッチング  
児童相談所職員が、家庭訪問等により里親家庭の状況を把握しながら、個々の事例に応じて、子どもとのマッチングを行っています。
- ④ 委託中の里親支援  
委託中の里親や子ども等の状況を家庭訪問等で把握するとともに、必要な相談・支援を行っています。

#### (5) 養子縁組の状況

児童相談所が養子縁組里親に子どもを委託後、養子縁組が成立した件数は平成30年度は2件であり、2件とも特別養子縁組です。

### 3 取組

#### (1) フォスタリング機関の設置

- ・里親のリクルートから研修、子どもとのマッチング、養育支援等、一貫した里親支援体制を確保するため、児童相談所と乳児院・児童養護施設、里親会等の関係機関によるフォスタリング機関を設置します。
- ・児童相談所に里親支援を担当する児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化します。

#### (2) フォスタリング機関による里親支援

- ① 里親登録に向けたリクルート活動
  - ・全市町でのより多くの里親登録を目指し、教員や保育士など子育ての専門職や関係団体と連携したリクルート活動等を積極的に行います。
- ② 里親の育成
  - ・施設でのボランティアや季節・週末里親等を積極的に活用し、里親の養育能力の向上を目指します。
  - ・養育に高い専門性を要する子どもの養育を担う専門里親の育成を積極的に行います。
- ③ 登録里親への支援・マッチング
  - ・未委託里親の養育へのモチベーションを維持するため、児童養護施設等に配置されている里親委託の推進等を専任で行う里親支援専門相談員等と協力し、里親に対する施設等での実習体制を整備し、子どもと触れ合う機会を提供します。

- ・実親に対し里親制度を理解してもらうよう努め、里親委託の同意を促進するとともに、登録里親家庭の状況を適宜把握することにより、マッチングの機会を増加させます。

④ 委託中の里親支援

- ・委託中の里親および子どもの状況を家庭訪問等で把握し養育を支援するとともに、夜間・休日も含め、里親が養育に関して気軽に相談できる相談体制を整えます。

(3) 関係機関と連携した里親委託の推進

- ・里親のリクルートや委託中の里親家庭支援等については、地域の人材や支援機関との顔が見える関係にある市町に協力を求め、里親支援活動を強化します。
- ・里親委託を推進するため、児童相談所職員および関係機関職員の人材育成研修を行います。
- ・ファミリーホームについて、周知を図るとともに、開設に向けた支援を行います。

(4) 児童相談所による特別養子縁組等の制度周知と相談支援の実施

- ・特別養子縁組や普通養子縁組の制度について周知するとともに、養子縁組に関する相談支援に取り組みます。

## 4 評価指標

		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
フォスタリング機関設置数		0 箇所	1 箇所以上	1 箇所以上
登録里親数		9 9 組	1 3 0 組	1 9 0 組
代替 児童 養育 数	里親委託	3 3 人	5 0 人	9 2 人
	施設入所	1 6 7 人	1 7 2 人	1 3 7 人
	合計	2 0 0 人	2 2 2 人	2 2 9 人
里親 委託 率	里親委託率 (全体)	1 7 %	2 3 %	4 0 %
	3 歳未満児	8 %	3 3 %	6 5 %
	3 歳以上就学前	2 4 %	3 3 %	6 5 %
	学童期以降	1 6 %	2 0 %	3 5 %

## 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換

### 1 基本的考え方

里親等による家庭養育優先の原則を進める中においても、障がいや虐待を受けた影響等により特に専門的ケアを要する子ども、生育の経緯から里親家庭での生活に抵抗がある子どもには、これまでも子どもを保護・養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等において、施設の特性や専門性を活かした養育を提供することが必要です。

各施設には、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにより、子どもへの個別対応を基本とした「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことが求められています。

また、施設職員については、障がいなど専門的なケアが必要なケースへの対応、計画的な自立支援、親子関係再構築支援など提供サービスやケアの質の向上が求められています。

一方で、里親委託の推進により将来的には施設入所を必要とする子どもが減少する見込みも見据え、在宅家庭や里親家庭への支援を積極的に行うなど、施設の高機能化および多機能化、機能転換を図る中においてその専門性を発揮することが期待されます。

### 2 本県の現状

本県には乳児院が2箇所、児童養護施設が5箇所設置されており、平成31年4月現在の定員は合わせて238人（暫定203人）となっています。

すべての児童養護施設と乳児院1施設で、6～8人（乳児院は5人）の小規模なグループでのケアが導入され、地域の住宅地などで民間住宅等を活用して生活する地域小規模児童養護施設（定員6人）も2施設計3箇所あります。

家庭や学校に適応できない子どもの生活指導等を行う児童自立支援施設は1箇所設置されていますが、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行う児童心理治療施設は設置されていません。

また、施設の専門性を活かし、地域の子どもや保護者の相談や支援を行う児童家庭支援センターが4箇所設置されています。

県では、施設職員向けの研修を実施する他、民間団体等が実施する研修への施設職員の参加費用を補助しています。

○施設の設置状況(平成31年4月1日現在)

	施設名	所在地	定員(暫定)	現員	小規模グループケア指定グループ数	地域小規模施設指定数	児童家庭支援センター
乳児院	済生会乳児院	福井市	23(13)	8	0	—	
	白梅学園乳児院	敦賀市	10(9)	7	2	—	
	計(2施設)		33(22)	15	2	—	
児童養護施設	ほほ咲みの郷	福井市	40(29)	24	4	0	
	白梅学園	敦賀市	44(43)	33	4	2	○
	偕生慈童苑	大野市	40(28)	22	4	0	○
	吉江学園	鯖江市	40	36	1	0	
	一陽	越前市	41	37	5	1	○
	計(5施設)		205(181)	152	18	3	
児童自立支援施設	和敬学園	福井市	45(12)	8	0	—	
母子生活支援施設	ファミリー芦原	あわら市	15世帯	11世帯	—	—	○



### 3 取組

#### (1) 家庭的環境による支援の推進

- ・家庭養育優先原則のもと、施設での養育を必要とする子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な施設定員（受け皿）を確保します。
- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化による「できる限り良好な家庭的環境」での養育を進めます。

#### (2) 施設の高機能化および多機能化等への支援

- ・児童養護施設等の養育の専門性を活かすとともに、将来の施設入所児童数の減少も見据えた施設等の高機能化および多機能化等に向けて、各施設の職員配置や採用状況、地域の実情などを勘案して支援していきます。

##### 【高機能化・多機能化の取組例】

- ・ケアニーズが特に高い子どもの受け入れ体制の整備
- ・親子関係再構築支援のための家族療法事業の実施
- ・フォスタリング事業の実施
- ・在宅家庭への育児指導、産前産後母子支援事業の実施
- ・退所児童の自立支援事業の実施 等
- ・児童養護施設等において、より個別的なケアや対応ができる一時保護専用施設の設置に向け、必要な支援を行います。
- ・心理的・医学的アプローチが必要な児童や発達障がい児等への専門的ケアを提供する施設として、児童自立支援施設の高機能化および多機能化を検討していきます。

#### (3) 施設職員の人材育成の強化

- ・対応が難しいとされるケアニーズが高い子どもに対し専門的ケアを提供できるよう、施設職員等に対し研修を実施します。

### 4 評価指標

		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
代替養育 児童数	里親委託	33人	50人	92人
	施設入所	167人	172人	137人
	合計	200人	222人	229人
一時保護専用施設数		0箇所	0箇所	1箇所



## 5 自立支援の推進

### 1 基本的考え方

代替養育で育った子どもが施設や里親のもとから離れ、社会へ自立した後は、家族や親族の支援を受けられることが少ないため、生活を営む上での些細な不安や困りごとの相談先や経済的な基盤もなく、厳しく不安定な状況で生活していくことになります。

児童福祉法では、代替養育を離れた後の子どもの自立支援は、行政の責務としており、県としても、実情を把握し、子どもたちのニーズに応じた自立支援を提供する体制を整えることが必要です。

### 2 本県の現状

施設入所や里親委託の子どもの進路を見ると、中学校卒業後は全員が進学しています。一方、高等学校卒業後は就職が最も多く、大学進学等は2～3割程度となっています。

県では、施設入所中等の高校生の大学進学が可能となるように、塾等の費用を学習支援費として施設等に支給するとともに、大学の受験料や入学金を本人に支給しています。また、就職や大学等進学後に保護者からの支援を受けることができない子どもについては、家賃相当額や生活費の貸付を行っています。

親権者がいない子どもについては、児童相談所が家庭裁判所に対し未成年後見人選任を請求し、選任された未成年後見人の報酬を補助しています。また、親権者が保証人とならない子どもについては、施設長が身元保証人となるための費用を補助しています。

さらに、平成20年度から本県独自の施設退所児童自立サポート事業として、児童養護施設等を退所した子どもの自立を図るため、生活の場を提供し、日常生活上の援助や悩みごと相談、就労への指導・助言等を行う施設等に対する補助を行っています。

本県には、代替養育を離れた子どもたちが共同生活をしながら、就業援助や生活指導等の支援を受ける自立援助ホームは設置されていません。

○児童養護施設および里親委託の子どもの進学、就職の状況(高等学校卒業後)

	H26年度 (H27.5.1現在)		H27年度 (H28.5.1現在)		H28年度 (H29.5.1現在)		H29年度 (H30.5.1現在)		H30年度 (R1.5.1現在)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
<b>児童養護施設①</b>	<b>7人</b>	<b>100.0%</b>	<b>10人</b>	<b>100.0%</b>	<b>16人</b>	<b>100.0%</b>	<b>12人</b>	<b>100.0%</b>	<b>8人</b>	<b>100.0%</b>
進学										
大学等			1人	10.0%	1人	6.3%			1人	12.5%
専修学校等										
就職	7人	100.0%	8人	80.0%	13人	81.3%	11人	91.7%	6人	75.0%
その他			1人	10.0%	2人	12.5%	1人	8.3%	1人	12.5%
<b>里親委託②</b>	<b>4人</b>	<b>100.0%</b>	<b>2人</b>	<b>100.0%</b>	<b>7人</b>	<b>100.0%</b>	<b>2人</b>	<b>100.0%</b>	<b>2人</b>	<b>100.0%</b>
進学										
大学等	1人	25.0%	1人	50.0%	2人	28.6%			1人	50.0%
専修学校等	1人	25.0%			1人	14.3%	1人	50.0%	1人	50.0%
就職	2人	50.0%	1人	50.0%	3人	42.9%	1人	50.0%		
その他					1人	14.3%				
<b>合計(①+②)</b>	<b>11人</b>	<b>100.0%</b>	<b>12人</b>	<b>100.0%</b>	<b>23人</b>	<b>100.0%</b>	<b>14人</b>	<b>100.0%</b>	<b>10人</b>	<b>100.0%</b>
進学										
大学等	1人	9.1%	2人	16.7%	3人	13.0%			1人	10.0%
専修学校等	1人	9.1%			1人	4.3%	1人	7.1%	2人	20.0%
就職	9人	81.8%	9人	75.0%	16人	69.6%	12人	85.7%	6人	60.0%
その他			1人	8.3%	3人	13.0%	1人	7.1%	1人	10.0%

大学等：大学、短期大学、高等専門学校高等課程

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校および各種学校、職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(県:子ども家庭課調べ)

### 3 取組

#### (1) 自立準備のための支援の充実

- ・里親家庭や児童養護施設で生活する子どもたちが、代替養育を離れた後の生活のイメージを具体的に持ち、必要な準備ができるよう、研修や講習等を通じて支援します。
- ・里親家庭や児童養護施設で生活する高校生の学習や進学に要する費用を支援します。

#### (2) 代替養育を離れた後の支援の充実

- ・社会的養護自立支援事業の活用等により、代替養育を離れた子どもに、生活や相談・交流ができる場の提供、就労相談支援や就労後のフォローアップ、居住費や生活費の支援等、社会的自立を支援する体制を強化します。
- ・就職や大学等に進学し保護者からの支援を受けることができない者に、家賃相当費や生活費等について、返還免除規定のある費用の貸付を行います。
- ・就職やアパート等の賃貸のために身元保証人等が必要な施設退所者に対し、身元保証人や未成年後見人を確保し、就職や住所確保を支援します。
- ・代替養育を離れた子どもたちに必要な支援を提供する、自立援助ホームの設置を支援します。

### 4 評価指標

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童養護施設等に入所する子どもへの自立支援のための研修の回数	0 回	1 回	1 回

## 6 一時保護の体制強化

### 1 基本的考え方

一時保護は、さまざまな事情で養育に困難を抱える保護者等からの相談に応じて行うもののほか、虐待リスクのある場合には、子どもの安全確保を最優先に、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、躊躇することなく適切に行っています。

しかし、一時保護の多くは、子どもたちを一時的にそれまでの養育環境から離すものであり、突然の養育環境の変化により、精神的に大きな不安が伴います。

このため、子どもの権利擁護に基づいて、安全・安心な環境において、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切なケアが提供されることが大切であり、そのための人的体制や環境を整えることが必要です。

また、一時保護所は、家庭生活の代替養育の場としての性格も有していることから、一時保護を行う場は、安全確保やアセスメントなどの一時保護の目的を果たしつつ、できる限り良好な家庭的環境に近いものであることが求められます。

さらに、自由な外出や通学を制限される環境において保護がなされる日数は、必要最小限とし、保護の継続が必要な場合は、里親や児童養護施設等への一時保護委託を検討します。

### 2 本県の現状

近年は、一時保護件数の増加に伴い一日当たりの保護人数も増加しています。本県の一時的保護所は、いずれも建設から約40年が経過し施設全体が老朽化しているとともに、男女共用のスペースが多く、個室が少ない状況です。そのため、男女別や年齢別の処遇が困難な場合も多く、乳児院や児童養護施設等への一時保護委託が年々増加しています。

また、精神的不安定や発達障がい等により個別的な配慮が必要な子どもも増加しており、子どもの年齢や特性、教育環境の保障等を考慮した生活環境が必要となっています。

一時保護所での支援・指導としては、保育士や児童指導員による生活面の支援にあわせ、心理職員による心理的ケア、教員による学習指導等を行っていますが、児童の特性に応じた対応を行うため、職員体制の強化が必要です。

県の一時的保護所での平均在所日数は1か月以内となっており（6ページ参照）、保護者の同意なくやむを得ず法定期間の2か月を超える場合には家庭裁判所の承認を得ていません。

#### ○一時保護所の概要（平成31年4月現在）

総合福祉相談所一時保護所（福井市）	昭和51年建築	定員16名（個室2）
敦賀児童相談所一時保護所（敦賀市）	昭和56年建築	定員15名（個室なし）

### 3 取組

#### (1) 適切な一時保護の実施

- ・子どもの安全確保を最優先に、必要に応じて警察などの関係機関と連携して適切かつ迅速な一時保護を行います。
- ・子ども、保護者の意向やアセスメントの結果を踏まえて、子どもが安心して過ごせる一時保護の場所等を選定します。
- ・子どもを一時保護する期間について、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とします。

#### (2) 一時保護所での適切な養育の実施

- ・子どもを安全かつ個別的、家庭的な環境において保護するため、一時保護所の建て替えも含め、施設環境の整備を進めます。
- ・子どもに適切なケアが提供できるよう、職員を手厚く配置すると共に、心理職員等による心理的ケアや教員による学習指導が受けられる環境を充実させます。
- ・一時保護所が行う業務の質について第三者による評価を行い、当該業務の質の向上を図ります。

#### (3) 一時保護委託による適切な養育の実施

- ・里親や児童養護施設等が、緊急的もしくは子どもの特性に応じた一時保護委託に対応できるよう、必要な支援を行います。
- ・児童養護施設等において、より個別的なケアや対応ができる一時保護専用施設の設置に向け、必要な支援を行います。（再掲）
- ・医療機関等と連携し、精神的に不安定であったり発達障がい等のある特別な配慮を必要とする子どもへの医療的なアプローチを行いながら、適切なケアを提供します。

### 4 評価指標

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
一時保護所第三者評価の実施	—	実施	
一時保護専用施設数（再掲）	0 箇所	0 箇所	1 箇所

## 7 児童相談所の体制強化

### 1 基本的考え方

児童相談所の児童虐待対応件数は年々増加の一途をたどっており、児童虐待は社会全体で取り組むべき大きな課題となっています。

令和元年6月には児童虐待防止対策の強化を図るため、しつけの際の体罰の禁止、子どもの安全確保を最優先とした対応、児童相談所の介入機能と支援機能の分離や虐待を行った保護者への指導、関係機関との連携強化など、関係法が改正されました。

これらに対応するため、児童相談所の職員体制については、改正児童福祉法等や平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、計画的に職員を配置し体制を充実するとともに人材育成を行い、専門性の向上を図ります。

さらに現在、国において、児童虐待防止に向けた国、都道府県および市区町村における体制強化の在り方について協議されており、その検討状況も踏まえながら、必要な対策を行います。

### 2 本県の現状

本県は、総合福祉相談所（福井市）と敦賀児童相談所（敦賀市）の2箇所の児童相談所を設置しています。

職員体制については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って順次職員配置を進めており、児童福祉司・児童心理司は平成28年度に比べ令和元年度までに12人増員し、さらに計画的に増員を進めています。医師は嘱託の精神科医を配置していますが、専任の保健師は配置されておらず、医学的アセスメントや医療的ケアの充実のためには医師および保健師の適正な配置が求められます。

弁護士については、児童相談所と県弁護士会とで契約を交わし、随時弁護士への相談ができる体制を整えています。

2箇所の児童相談所は、いずれも建築から約40年が経過し、施設が老朽化しています。今後、相談機能の強化や環境改善を踏まえ、一時保護所と合わせた、施設全体の建替えの検討が必要です。

#### ○児童相談所専門職員の配置状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童福祉司	14人	17人	17人	22人
うちスーパーバイザー	3人	4人	4人	4人
児童心理司	7人	9人	9人	11人

### 3 取組

#### 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

- ・児童福祉司や児童心理司、スーパーバイザー等の専門職員を適切に配置し、職員体制の充実を図るとともに、職員の人材育成を行い専門性の向上を図ります。
- ・児童相談所の、調査・一時保護・アセスメントなどの「介入的対応」を行う職員と、保護者指導や親子関係再構築支援などの「支援」を行う職員を分けることにより、相談体制を強化します。
- ・児童虐待防止や保護者支援に高い知見とスキルを有する大学等の関係機関と連携し、体罰や児童虐待を行った保護者に対するカウンセリングや指導等の充実を図ります。
- ・医学的アセスメントや医療的ケアの充実のために医師、保健師の適正な配置を進めます。
- ・弁護士等から専門的な助言を受け、法的根拠に基く業務を遂行します。
- ・相談機能の強化や、子どもを安全かつ個別的、家庭的な環境で保護するため、老朽化した児童相談所および一時保護所の建て替えを検討します。

### 4 評価指標

		令和元年度 (2019年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
児童相談所 専門職員数	児童福祉司	22人	30人以上	
	うちスーパーバイザー	4人	6人以上	
	児童心理司	11人	14人以上	
	保健師	0人	2人以上	

# 参 考 资 料

---

## 1 福井県社会的養育推進計画の策定経過

日 程	内 容
令和元年 7月9日	第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催 福井県社会的養育推進計画の趣旨 計画の体系について
令和元年 11月7日	第2回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催 福井県社会的養育推進計画の骨子（案）について
令和元年 11月28日	第1回市町児童福祉担当課長会議の開催 福井県社会的養育推進計画の骨子（案）について
令和2年 1月23日	第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催 福井県社会的養育推計画（案）について
令和2年 2月17日	第2回市町児童福祉担当課長会議の開催 福井県社会的養育推計画（案）について
令和2年 2月19日～ 3月4日	パブリックコメントの実施

計画策定に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、社会福祉法第七条第一項の社会福祉に関する事項のほか、児童福祉に関する事項を調査審議する社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、議論を行った。

また、福井県社会的養護施設協議会、福井県里親会へのヒアリングや意見交換を実施した。



## 2 福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿（令和元年度）

（敬称略、50音順）

氏 名	役 職 名
加藤 まどか	福井県立大学学術教養センター准教授
木村 愛子	福井県みらい子育てネット母親クラブ 連絡協議会長
木間 幸生	福井県知的障害者福祉協会会長
澤田 夏彦	福井県社会福祉協議会保育部会長
塩野 宏	福井県社会的養護施設協議会長
平等 智恵	福井県母子寡婦福祉連合会長
高村 祐司	福井県小学校長会員
福谷 光則	福井県里親会長
松木 健一	福井大学 副学長
金井 亨	弁護士【児童相談部会委員】

## 福井県社会的養育推進計画

発行 令和2年3月  
編集 福井県健康福祉部子ども家庭課  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
TEL (0776)20-0343  
FAX (0776)20-0640  
Email kodomo@pref.fukui.lg.jp

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。

幸せ度  
いちばん  
福井県